## ○松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第330号

改正 平成18年3月31日条例第30号

平成18年6月30日条例第48号

平成19年6月29日条例第54号

平成19年10月17日条例第61号

平成19年12月25日条例第70号

平成23年3月25日条例第24号

平成23年7月5日条例第77号

平成24年3月27日条例第33号

平成24年6月29日条例第42号

平成27年10月6日条例第51号

平成28年12月19日条例第70号

平成29年12月19日条例第81号

平成30年3月22日条例第40号

令和2年3月26日条例第32号

令和3年12月28日条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第68条の2第1項の規定に基づき、建築物に関する制限を定め、適正な都市機 能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)地区計画及び宍道都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)地区計画の区域のう

ち、別表第1に掲げる区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

- 第3条 別表第2及び別表第3の(あ)欄の地区計画区域内においては、街区の区分に応じ、(い)欄に定める用途の建築物は、建築してはならない。ただし、市長が土地の利用状況に照らして周辺環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、 松江市建築審査会(以下「建築審査会」という。)の同意を得なければならない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第4条 別表第2及び別表第3の(あ)欄の地区計画区域内においては、街区の区分に応じ、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2.0メートル以上の門若しくは塀の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、(う)欄に定める数値以上でなければならない。

(建築物に関するその他の制限)

- 第5条 別表第3の(あ)欄の地区計画区域内においては、容積率の最高限度、 建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度は、(え) 欄に定める数値としなければならない。
- 2 次の各号に定める地区計画区域内においては、法第53条第3項の規定は、適用しない。
  - (1) ふるさとタウン本庄地区計画区域
  - (2) 秋鹿団地地区計画区域
  - (3) 法吉団地地区計画区域
  - (4) しんじ学園台地区計画区域A地区
- 3 第1項に定める敷地面積の最低限度の規定(以下「敷地規定」という。)の

施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で敷地規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合においては、敷地規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 敷地規定の改正後の敷地規定の施行又は適用の際、改正前の敷地規定に 違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷 地として使用するならば、改正前の敷地規定に違反することとなった土地
- (2) 敷地規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に 基づいて建築物の敷地として使用するならば、敷地規定に適合するに至っ た土地

(北側の高さの斜線制限)

第6条 ふるさとタウン本庄地区計画区域内、秋鹿団地地区計画区域内及びしん じ学園台地区計画区域A地区内においては、北側の高さの斜線制限は、法第56 条第1項第3号における第一種低層住居専用地域の規定の例による。

(日影による建築物の高さの制限)

第7条 ふるさとタウン本庄地区計画区域内、秋鹿団地地区計画区域内及びしん じ学園台地区計画区域A地区内においては、日影による建築物の高さの制限は、 法第56条の2及び島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)第 10条における第一種低層住居専用地域の規定の例による。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、 法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の 適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条 第1項の規定(当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。) の適用を受けない期間の始期をいう。以下本項において同じ。)における敷 地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築 面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第3項 まで及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第3条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の 床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 増築後の第3条第1項の規定に適合しない理由が容器等の容量による場合においては、増築後の容量の合計は、基準時における容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- 2 大手前通り地区計画区域内においては、法第3条第2項の規定により第5条第 1項の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は 大規模の模様替えをする場合において、法第3条第3項第3号及び第4号の規定 にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に該当す る場合においては、この限りではない。
  - (1) 増築部分の建築物の部分の高さが別表第3(え)欄に定める建築物の高さの最高限度の数値を超える場合
  - (2) 改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの部分の建築物の部分の高さが従前の建築物の高さを超える場合

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の松 江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)地区計画区域内における建 築物の制限に関する条例(平成3年松江市条例第20号)、松江圏都市計画玉造 上地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年玉湯町 条例第12号)、松江圏都市計画湖南テクノパーク地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例(平成9年玉湯町条例第9号)、松江圏都市計画湯町 西二地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年玉 湯町条例第11号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりな された処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなさ れたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の 条例の例による。

(八東郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

4 八東郡東出雲町の編入の日の前日までに、松江圏都市計画(東出雲町都市計画)地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年東出雲町条例第3号)の規定によりなされた許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年3月31日松江市条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日松江市条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日松江市条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月17日松江市条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月25日松江市条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日松江市条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第77号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日松江市条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松江市手数料徴収条例の一部改正)

2 松江市手数料徴収条例(平成17年松江市条例第69号)の一部を次のように改 正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成24年6月29日松江市条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年10月6日松江市条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月19日松江市条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月19日松江市条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日松江市条例第40号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日松江市条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月28日松江市条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表第1(第2条関係)

名称	区域
母衣町中央地区地区	平成3年松江市告示第13号に定める松江圏都市計画母衣
計画	町中央地区地区計画の区域
湖南テクノパーク地	平成18年松江市告示第8号に定める松江圏都市計画湖南
区計画	テクノパーク地区計画の区域
クレアヒル松江地区	平成18年松江市告示第244号に定める松江圏都市計画ク
計画	レアヒル松江地区計画の区域
ふるさとタウン本庄	平成12年松江市告示第130号に定める松江圏都市計画ふ
地区計画	るさとタウン本庄地区計画の区域
田和山地区計画	平成15年松江市告示第184号に定める松江圏都市計画田
	和山地区計画の区域
南殿町地区地区計画	平成16年松江市告示第170号に定める松江圏都市計画南
	殿町地区地区計画の区域
玉造上地区地区計画	平成3年玉湯町告示第4号に定める松江圏都市計画玉造上
	地区地区計画
湯町西二地区地区計	平成15年玉湯町告示第22号に定める松江圏都市計画湯町

画	 西二地区地区計画の区域
    大手前通り地区計画	平成19年松江市告示第28号に定める松江圏都市計画大手
	前通り地区計画の区域
	11 世 7 地 区 引 画 77 区 改
秋鹿団地地区計画	平成19年松江市告示第31号に定める松江圏都市計画秋鹿
	団地地区計画の区域
法吉団地地区計画	平成19年松江市告示第268号に定める松江圏都市計画法
	吉団地地区計画の区域
立丁東地区計画	平成19年松江市告示第301号に定める松江圏都市計画立
	丁東地区計画の区域
揖屋干拓工業団地地	平成24年松江市告示第73号に定める松江圏都市計画揖屋
区計画	干拓工業団地地区計画の区域
宇竜谷地区計画	平成22年松江市告示第370号に定める松江圏都市計画宇
	竜谷地区計画の区域
乃白北地区計画	平成22年松江市告示第371号に定める松江圏都市計画乃
	白北地区計画の区域
出雲郷東灘·揖屋町西	平成9年東出雲町告示第20号に定める松江圏都市計画出
新西地区地区計画	雲郷東灘・揖屋町西新西地区地区計画の区域
出雲郷南地区地区計	平成14年東出雲町告示第41号に定める松江圏都市計画出
画	雲郷南地区地区計画の区域
東出雲工業団地地区	平成15年東出雲町告示第81号に定める松江圏都市計画東
地区計画	出雲工業団地地区地区計画の区域
廻山地区地区計画	平成18年東出雲町告示第39号に定める松江圏都市計画廻
	山地区地区計画の区域
出雲郷西地区地区計	平成19年東出雲町告示第49号に定める松江圏都市計画出

画	雲郷西地区地区計画の区域
春日地区地区計画	平成19年東出雲町告示第50号に定める松江圏都市計画春
	日地区地区計画の区域
錦浜地区地区計画	平成20年東出雲町告示第29号に定める松江圏都市計画錦
	浜地区地区計画の区域
しんじ学園台地区計	平成23年松江市告示第420号に定める宍道都市計画しん
画	じ学園台地区計画の区域
西持田地区地区計画	平成27年松江市告示第396号に定める松江圏都市計画西
	持田地区地区計画の区域
黒田地区地区計画	平成29年松江市告示第364号に定める松江圏都市計画黒
	田地区地区計画の区域
白潟地区地区計画	令和元年松江市告示第192号に定める松江圏都市計画白
	潟地区地区計画の区域
中尾地区計画	令和2年松江市告示第4号に定める松江圏都市計画中尾地
	区計画の区域
乃白田和地区計画	令和3年松江市告示第521号に定める松江圏都市計画乃白
	田和地区計画の区域

## 別表第2(第3条、第4条関係)

( \$	5)		(())	(5)
地区の名称	街区の区分			
母衣町中央地区		(1)	法別表第2(ほ)	
地区計画区域		項第	2号に掲げるも	
		の		
		(2)	法別表第2(へ)	

	項第5号、(と)項第
	4号に掲げるもの
	(3) 法別表第2(り)
	項に掲げるもの
	(4) 風俗営業等の規
	制及び業務の適正化
	等に関する法律(昭
	和23年法律第122号)
	第2条第6項第4号に
	規定する営業の用に
	供するもの
	(5) ダンスホール
	(6) ナイトクラブそ
	の他これに類する政
	令で定めるもの
湖南テクノパー	次に掲げる建築物以外
ク地区計画区域	のもの
	(1) 研究開発施設
	(2) 工場(附属施設
	を含む。)
	(3) 専ら従業員の福
	利厚生施設等の用に
	供する建築物
	(4) 従業員の社宅等
	で戸建住宅、長屋住

		宅以外の形式のもの	
クレアヒル松江	流通卸売業務ゾ	次に掲げる建築物以外	建築物の外壁又はこれ
地区計画区域	ーン	のもの	に代わる柱の面から敷
		(1) 流通卸売業務関	地境界線までの距離は
		連施設	1.5m以上とする。ただ
		(2) 専ら従業員の福	し、道路境界に沿って
		利厚生施設等の用に	法面がある時は、法肩
		供する建築物	から1.5m以上の距離と
			する。
	 産業ゾーン 	次に掲げる建築物以外	建築物の外壁又はこれ
		のもの	に代わる柱の面から敷
		ガス事業関連施設	地境界線までの距離は
			1.5m以上とする。ただ
			し、道路境界に沿って
			法面がある時は、法肩
			から1.5m以上の距離と
			する。
	スポーツ振興ゾ	次に掲げる建築物以外	建築物の外壁又はこれ
	ーン	のもの	に代わる柱の面から敷
		(1) スポーツ関連施	地境界線までの距離は
		設	1.5m以上とする。ただ
		(2) 専ら従業員の福	し、道路境界に沿って
		利厚生施設等の用に	法面がある時は、法肩
		供する建築物	から1.5m以上の距離と

	ĺ		する。
	//	VL ) = 40 ) 17 7 74 65 44 10 1 61	
	公共施設ソーン	次に掲げる建築物以外	建築物の外壁又はこれ 
		のもの	に代わる柱の面から敷
		公共関連施設	地境界線までの距離は
			1.5m以上とする。ただ
			し、道路境界に沿って
			法面がある時は、法肩
			から1.5m以上の距離と
			する。
田和山地区計画	商業施設地区	次に掲げる建築物	建築物の外壁又はこれ
区域		(1) ホテル又は旅館	に代わる柱の面から次
		(2) ボーリング場、	に掲げる道路境界線ま
		スケート場、水泳場、	での距離は1.0m以上と
		スキー場、ゴルフ練	する。ただし、道路境界
		習場、バッティング	線に沿って法面がある
		練習場	時は、法肩から1.0m以
		(3) カラオケボック	上の距離とする。
		スその他これに類す	(1) 都市計画道路
		るもの	3.2.2出雲郷松江線
		(4) マージャン屋、	(2) 法第42条第1項
		ぱちんこ屋、射的場、	第4号道路浜乃木乃
		勝馬投票券発売所、	木福富区画中央線
		場外車券売場その他	
		これらに類するもの	
		(5) 畜舎	

(6) 危険性や環境を 悪化させるおそれが ある工場(法別表第2 (と)項第3号に掲げ る事業(出力等除外 条件があるものにあ ってはその除外条件 を除く。)を営む工 場) 複合施設地区 次に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、 スケート場、水泳場、 スキー場、ゴルフ練 習場、バッティング 練習場 (3) 畜舎 (4) 危険性や環境を 悪化させるおそれが ある工場(法別表第2 (と)項第3号に掲げ る事業(出力等除外 条件があるものにあ ってはその除外条件 を除く。)を営む工

		   場)	
		<i>&gt;&gt;&gt;&gt;</i>      (5) 自動車修理工場	
		(6) 危険物の貯蔵又	
		は処理に供するもの	
		(法別表第2(る)項	
		第1号(1)から(3)	
		まで、(11) 又は(12)	
		の物品の貯蔵又は処	
		理に供するもの)	
	教育施設地区		
南殿町地区地区		次に掲げる建築物	
計画区域		マージャン屋、ぱちん	
		こ屋、射的場、勝馬投票	
		, 券発売所、場外車券売	
		場その他これらに類す	
		るもの	
立丁東地区計画		次に掲げる建築物	建築物の外壁若しくは
区域		(1) 法別表第2(へ)	これに代わる柱又は高
		項に掲げるもの	さ2.0m以上の門若しく
		(2) ホテル又は旅館	は塀の面から道路境界
		(3) ボーリング場、	線までの距離は1.0m以
		スケート場、水泳場、	上とする。
		スキー場、ゴルフ練	
		習場、バッティング	

		練習場	
		(4) マージャン屋、	
		ぱちんこ屋、射的場、	
		勝馬投票券発売所、	
		場外車券売場その他	
		これらに類するもの	
		(5) 自動車教習所	
		(6) 畜舎	
		(7) 工場(建築基準	
		法施行令(昭和25年	
		政令第338号。以下	
		「施行令」という。)	
		第130条の6で定めら	
		れるものを除く。)	
		(8) 危険物の貯蔵又	
		は処理に供するもの	
		(施行令第130条の9	
		に定められる地下貯	
		蔵槽により貯蔵され	
		る第1石油類、第2石	
		油類、第3石油類及び	
		第4石油類の貯蔵に	
		供するものを除く。)	
乃白田和地区計	医療・健康福祉	次に掲げる建築物以外	建築物の外壁又はこれ
画区域	ゾーン	のもの	に代わる柱の面から道

	(1) 病院 路境界線までの距離は
	(2) 診療所 1.0m以上とする。
	(3) 薬局
	(4) 老人ホーム、保
	育所、福祉ホームそ
	の他これらに類する
	もの
	(5) 老人福祉センタ
	一、児童厚生施設そ
	の他これらに類する
	もの
	(6) サービス付き高
	齢者向け住宅
複合ゾーン	(A) 次に掲げる建築物 建築物の外壁又はこれ
	(1) 法別表第2(へ)に代わる柱の面から道
	項に掲げるもの 路境界線までの距離は
	(2) ホテル又は旅館 1.0m以上とする。
	(3) ボーリング場、
	スケート場、水泳場
	その他これらに類す
	る施行令第130条の6
	の2で定められる運
	動施設
	(4) カラオケボック
	スその他これに類す

るもの

- (5) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの
- (6) 畜舎
- (7) 危険性や環境を 悪化させるおそれが ある工場(法別表第2 (と)項第3号に掲げ る事業(出力等除外 条件があるものにあ ってはその除外条件 を除く。)を営む工 場)
- (8) 危険物の貯蔵又 は処理に供するもの (施行令第130条の9 に定められる地下貯 蔵槽により貯蔵され る第1石油類、第2石 油類、第3石油類及び 第4石油類の貯蔵に 供するものを除く。)

複合ゾーン (B) 次に掲げる建築物以外 建築物の外壁又はこれ のもの に代わる柱の面から道 (1) 住宅 路境界線までの距離は (2) 兼用住宅 1.0m以上とする。 (3) 共同住宅 (4) 寄宿舎 (5) 下宿 (6) 老人ホーム (7) サービス付き高 齢者向け住宅

別表第3(第3条一第5条関係)

(あ)	(11)	(5)	(え)
ふるさとタウン本	次に掲げる建築物以	建築物の外壁若し	(1) 容積率の最
庄地区計画区域	外のもの	くはこれに代わる	高限度100分の80
	(1) 法别表第2	柱又は高さ2.0メー	以下
	(い)項に掲げる	トル以上の門若し	(2) 建蔽率の最
	もの	くは塀の面は、敷地	高限度100分の50
		境界線から1.5メー	以下
		トル以上の距離と	(3) 敷地面積の
		する。ただし、上記	最低限度230平方
		の規定は施行令第	メートル以上
		135条の21に規定す	(4) 建築物の高
		る制限緩和のほか、	さの最高限度
		次の各号のいずれ	10.0メートル以

		かに該当する建築	下
		物又は建築物の部	
		分については、適用	
		しない。	
		(1) 車庫、物置そ	
		の他これらに類	
		する用途に供し、	
		独立棟の高さが	
		3.0メートル未満	
		であり、かつ、床	
		面積の合計が20	
		平方メートル以	
		下であるもの	
		(2) 車庫で地下	
		構造物に該当す	
		るもの	
秋鹿団地地区計	<b>町次に掲げる建築物以</b>	建築物の外壁若し	(1) 容積率の最
区域	外のもの	くはこれに代わる	高限度100分の80
	(1) 一戸建ての専	柱又は高さ2.0メー	以下
	用住宅	トル以上の門若し	(2) 建蔽率の最
	(2) 一戸建ての専	くは塀の面は、秋鹿	高限度100分の50
	用住宅で事務所、	団地地区計画にお	以下
	店舗その他これら	ける地区整備計画	(3) 敷地面積の
	に類する用途を兼	で定められた道路	最低限度200平方
	ねるもののうち施	との境界にあって	メートル以上。た

行令第130条の3には敷地境界線から だし、集会所用地 規定するもの 1.5メートル以上後 は除く。 (3) 団地内自治会退するものとし、そ (4) 建築物の高 の他の境界にあっ さの最高限度 の集会所 (4) 前各号の建築 ては敷地境界線か 10.0メートル以 物に附属するものら1.0メートル以上 下 (施行令第130条後退しなければな の5に規定するもらない。ただし、集 のを除く。) 会所用地について は秋鹿団地地区計 画における地区整 備計画で定められ た道路との後退距 離を1.0メートル以 上とすることがで きる。上記の規定は 施行令第135条の21 に規定する制限緩 和のほか、次に該当 する建築物又は建 築物の部分につい ては、適用しない。 (1) 独立棟の車 庫、物置その他こ

れらに類する用

	途に供し、高さが
	3.0メートル未満
	であり、かつ、床
	面積の合計が20
	平方メートル以
	下であるもの。
玉造上地	建築物の外壁又は敷地面積の最低限
区地区計	これに代わる柱の度150平方メートル
画区域	面は道路境界線及以上(市長が当該区
	び隣地境界線から域の良好な住居の
	1.0メートル以上の環境の維持増進を
	距離とする。ただ図る上で特に支障
	し、次の各号のいずがないと認めて建
	れかに該当する建築審査会の同意を
	築物又は建築物の得て許可したもの
	部分については、適及び電気事業、水道
	用しない。  事業、ガス事業その
	(1) 電気事業、水他これらに類する
	道事業、ガス事業公益上必要な事業
	その他これらにの用に供する建築
	類する公益上必物を除く。)
	要な事業の用に
	供する建築物
	(2) 壁面の位置
	の制限距離に満

			   たない部分の建	
			築物の外壁等の	
			中心線の長さの	
			合計が4.0メート	
			ル以下である建	
			築物	
			(3) 車庫、物置そ	
			の他これらに類	
			する用途に供し、	
			軒の高さが2.3メ	
			ートル以下の附	
			属建築物	
			(4) 地盤面下の	
			建築物	
湯町西二色	主宅市街	(1) 法別表第2	建築物の外壁又は	(1) 容積率の最
地区地区均	也ゾーン	(ほ)に規定する	これに代わる柱の	高限度100分の
計画区域		建築物	面は区画道路境界	200以下
		(2) ホテル、旅館	線から1.0メートル	(2) 建蔽率の最
		(3) ボーリング	以上の距離とする。	高限度100分の60
		場、スケート場、水	ただし、次の各号の	以下
		泳場、スキー場、ゴ	いずれかに該当す	(3) 敷地面積の
		ルフ練習場、バッ	る建築物又は建築	最低限度150平方
		ティング練習場	物の部分について	メートル以上(市
		(4) 自動車教習所	は、適用しない。	長が当該区域の
		(5) 15平方メート	(1) 電気事業、水	良好な住居の環
日 巴 〇 次		<ul> <li>(2) ホテル、旅館</li> <li>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</li> <li>(4) 自動車教習所</li> </ul>	線から1.0メートル 以上の距離とする。 ただし、次の各号の ただし、次の各号当す ななななななななない。 もののでは、 もののでは、 もののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	<ul><li>(2) 建蔽率の最高限度100分の60以下</li><li>(3) 敷地面積の最低限度150平方メートル以上(市長が当該区域の</li></ul>

ルを超える畜舎 道事業、ガス事業 境の維持増進を (6) 工場(施行令 その他これらに 図る上で特に支 第130条の6で定め 類する公益上必 障がないと認め られるものを除 要な事業の用に て建築審査会の 供する建築物 < 。 ) 同意を得て許可 (2) 駐車場、駐輪 したもの及び電 場及び倉庫で高 気事業、水道事 さ3.0メートル以 業、ガス事業その 他これらに類す 下の建築物 (3) 地盤面下の る公益上必要な 建築物 事業の用に供す る建築物を除 < 。 ) |商業施設|(1) 法別表第2|建築物の外壁又は|(1) 容積率の最 ゾーン (ほ) に規定するこれに代わる柱の 高限度 100分の 建築物 面は区画道路境界 200以下 (2) ボーリング線から1.0メートル (2) 建蔽率の最 場、スケート場、水以上の距離とする。 高限度100分の60 泳場、スキー場、ゴただし、次の各号の 以下 ルフ練習場、バッいずれかに該当す (3) 敷地面積の ティング練習場 る建築物又は建築 最低限度150平方 (3) 自動車教習場物の部分について メートル以上(市 (4) 15平方メートは、適用しない。 長が当該区域の 良好な住居の環 ルを超える畜舎 (1) 電気事業、水 道事業、ガス事業 境の維持増進を

I	İ	1 1		ı
			その他これらに	図る上で特に支
			類する公益上必	障がないと認め
			要な事業の用に	て建築審査会の
			供する建築物	同意を得て許可
			(2) 駐車場、駐輪	したもの及び電
			場及び倉庫で高	気事業、水道事
			さ3.0メートル以	業、ガス事業その
			下の建築物	他これらに類す
			(3) 地盤面下の	る公益上必要な
			建築物	事業の用に供す
				る建築物を除
				< 。 )
大手前通	北殿西地	次に掲げる建築物以		建築物の高さの最
り地区計	区	外のもの		高 限 度 12.0メート
画区域		(1) 法別表第2		ル以下
		(は)項に掲げる		
		建築物		
	北殿東地	(1) 法别表第2		建築物の高さの最
	区	(り)項に掲げる		高 限 度 12.0メート
		建築物		ル以下
		(2) ボーリング		
		場、スケート場、水		
		泳場、スキー場、ゴ		
		ルフ練習場、バッ		
		., , , , , , ,		
		ティング練習場		

(3) カラオケボッ クスその他これに 類するもの (4) マージャン 屋、ぱちんこ屋、射 的場、勝馬投票券 発売所、場外車券 売場その他これら に類するもの (5) 劇場、映画館、 演芸場若しくは観 覧場又はナイトク ラブその他これに 類する政令で定め るもの (6) 工場(施行令 第130条の6に規定 するものを除く。) (7) 危険物の貯蔵 又は処理に供する もの(施行令第130 条の9に定められ る地下貯蔵槽によ

り貯蔵される第1

石油類、第2石油

1		
	類、第3石油類及び	
	第4石油類の貯蔵	
	に供するものを除	
	< 。 )	
母衣地区	(1) 法别表第2	建築物の高さの最
	(り)項に掲げる	高限度12.0メート
	建築物	ル以下
	(2) ボーリング	
	場、スケート場、水	
	泳場、スキー場、ゴ	
	ルフ練習場、バッ	
	ティング練習場	
	(3) カラオケボッ	
	クスその他これに	
	類するもの	
	(4) マージャン	
	屋、ぱちんこ屋、射	
	的場、勝馬投票券	
	発売所、場外車券	
	売場その他これら	
	に類するもの	
	(5) 劇場、映画館、	
	演芸場若しくは観	
	覧場又はナイトク	
	ラブその他これに	
	l	

ĺ	İ	1	Ī	 
		類する政令で定め		
		るもの		
		(6) 工場(施行令		
		第130条の6に規定		
		するものを除く。)		
		(7) 危険物の貯蔵		
		又は処理に供する		
		もの施行令第130		
		条の9に定められ		
		る地下貯蔵槽によ		
		り 貯 蔵 される 第1		
		石油類、第2石油		
		類、第3石油類及び		
		第4石油類の貯蔵		
		に供するものを除		
		<.)		
	米子・南	(1) 法别表第2		建築物の高さの最
	田地区	(り)項に掲げる		高限度12.0メート
		建築物		ル以下。ただし、城
		(2) カラオケボッ		山北公園線道路境
		クスその他これに		界線から10.0メー
		類するもの		トルを超える区域
		(3) マージャン		ではこの限りでは
		屋、ぱちんこ屋、射		なく、最高高さ20.0
		的場、勝馬投票券		メートルまで許容
L	<u>i                                      </u>	<u>l</u>		

l I	1	1	ļ I
	発売所、場外車券		する。
	売場その他これら		
	に類するもの		
	(4) ナイトクラブ		
	その他これに類す		
	る政令で定めるも		
	0		
南田地	区(1) 法別表第2		建築物の高さの最
	(り) 項に掲げる		高限度12.0メート
	建築物		ル以下
	(2) カラオケボッ		
	クスその他これに		
	類するもの		
	(3) マージャン		
	屋、ぱちんこ屋、射		
	的場、勝馬投票券		
	発売所、場外車券		
	売場その他これら		
	に類するもの		
	(4) ナイトクラブ		
	その他これに類す		
	る政令で定めるも		
	0		
法吉団地A地区	次に掲げる建築物以	建築物の外壁又は	(1) 容積率の最
地区計画	外のもの	これに代わる柱の	高限度100分の80

区域 (1) 一戸建ての専面は、道路境界線又 以下 用住宅 は隣地境界線から(2) 建蔽率の最 (2) 一戸建ての専1.5メートル以上の 高限度100分の50 用住宅で施行令第距離とし、公園との 以下 130条の3に定める境界にあっては敷(3) 敷地面積の 事務所、店舗その地境界線から1.0メ 最低限度200平方 他これらに類するトル以上の距離 メートル以上。た だし、集会所、ご 用途を兼ねるものとする。ただし、上 (3) 集会所、ごみ記の規定は次の各 み集積施設その 集積施設その他公号のいずれかに該 他公益施設等の 益施設等に係るも当する建築物又は 用地は除く。  $\mathcal{O}$ 建築物の部分につ(4) 建築物の高 (4)診療所 いては、適用しな」さの最高限度 (5) 前各号の建築い。 10.0メートル以 物に附属する車(1) 床面積に参 下 庫、物置、物干し 入されない窓の 場、開放的な歩廊、 部分 渡り廊下及び自転 (2) 独立棟の車 車置き場 庫、独立棟の物 置、物干し場、開 放的な歩廊、渡り 廊下及び自転車 置き場の用途に 供する建築物で、 高さが3.0メート

	ル以下であり、床	
	面積が車庫にあ	
	っては35.0平方	
	メートル以下で	
	あり、物置、物干	
	し場、開放的な歩	
	廊、渡り廊下及び	
	自転車置き場に	
	あっては20.0平	
	方メートル以下	
	である建築物	
	(3) ごみ集積施	
	設その他公益施	
	設等の用途に供	
	する建築物	
B地区	次に掲げる建築物以建築物の外壁又は	(1) 容積率の最
	外のものこれに代わる柱の	高限度100分の80
	(1) 施行令第130面は、道路境界線か	以下
	条の5の3に定めるら1.5メートル以上	(2) 建蔽率の最
	店舗、飲食店そのの距離とする。	高限度100分の50
	他これらに類する	以下
	用途の建築物で、1	(3) 敷地面積の
	棟の床面積が200	最低限度200平方
	平方メートル以内	メートル以上。た
	0 4 0	だし、集会所、ご

	l I		I	
				み集積施設その
				他公益施設等の
				用地は除く。
				(4) 建築物の高
				さの最高限度
				10.0メートル以
				下
揖屋干拓	工業団地	(1) 法別表第2	建築物の外壁又は	敷地面積の最低限
地区計画[	区域	(い)項第1号、第	これに代わる柱の	度1,000平方メート
		2号及び第3号に掲	面から道路境界線	ル以上
		げる建築物	までの距離は1.5メ	
		(2) 法别表第2	ートル以上とする。	
		(に)項第5号及び		
		第6号に掲げる建		
		築物		
宇竜谷地	A地区	(1) 法別表第2	建築物の外壁又は	
区計画区		(へ)項に掲げる	これに代わる柱の	
域		建築物	面から道路境界線	
		(2) ホテル又は旅	までの距離(道路境	
		館	界線に沿って法面	
		(3) ボーリング	があるときは、法肩	
		場、スケート場、水	からの距離) は1.0	
		泳場、スキー場、ゴ	メートル以上とす	
		ルフ練習場及びバ	る。	
		ッティング練習場		
			l	

- (4) カラオケボックスその他これに類するもの(5) マージャン
- (5) マージャン 屋、ぱちんこ屋、射 的場、勝馬投票券 発売所、場外車券 売場その他これら に類するもの
- (6) 公衆浴場
- (7) 自動車教習所
- (8) 畜舎
- (9) 危険性を を悪化さる (2) から (16) まび (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (16) まの (17) もの (17) はの (18) はの (18) はいて (18)

に該当する事業を

	営む工場)
B地区	(1) 法別表第2建築物の外壁又は敷地面積の最低降
	(ほ)項に掲げるこれに代わる柱の度200平方メート/
	建築物面から道路境界線以上
	(2) ホテル又は旅までの距離(道路境
	館界線に沿って法面
	(3) ボーリングがあるときは、法肩
	場、スケート場、水からの距離)は1.0
	泳場、スキー場、ゴメートル以上とす
	ルフ練習場及びバる。ただし、次の各
	ッティング練習場 号のいずれかに該
	(4) 公衆浴場 当する建築物又は
	(5) 自動車教習所建築物の部分につ
	(6) 畜舎 いては適用しない。
	(7) 危険性や環境 (1) 床面積に算
	を悪化させるおそ 入されない出窓
	れがある工場 (法 (2) 車庫、屋外物
	別表第2(と)項第 置その他これら
	3号(1)から(16) に類する用途に
	までに掲げる事業 供し、独立棟の軒
	及び同号(1)から の高さが3.0メー
	(16) までに掲げ トル以下であり、
	る事業のうち原動 かつ、床面積が30
	機の出力等除外条 平方メートル以
	件があるものにお 下であるもの

1 1	
	いてその除外条件
	に該当する事業を
	営む工場)
	(8) 危険物の貯蔵
	又は処理に供する
	建築物(施行令第
	130条の9に定める
	地下貯蔵槽により
	貯蔵される第1石
	油類、第2石油類、
	第3石油類及び第4
	石油類の貯蔵に供
	する建築物を除
	<.)
乃白北地A地区	(1) 法別表第2建築物の外壁又は敷地面積の最低限
区計画区	(に)項に掲げるこれに代わる柱の度200平方メートル
域	建築物 面から次の各号に以上
	(2) 畜舎 掲げる道路との道
	(3) 危険物の貯蔵路境界線までの距
	又は処理に供する離(道路境界線に沿
	建築物(法別表第2って法面があると
	(る) 項第1号(1) きは、法肩からの距
	から(3)まで、(11)離) は1.0メートル
	又は(12)の物品の以上とする。
	貯蔵又は処理に供 (1) 6-5号道路、
<u> </u>	

	する建築物)	6-6号道路及び6	
		一7号道路	
		(2) 市道大庭布	
		志名線	
		ただし、次の各号の	
		いずれかに該当す	
		る建築物又は建築	
		物の部分について	
		は適用しない。	
		(1) 床面積に算	
		入されない出窓	
		(2) 車庫、屋外物	
		置その他これら	
		に類する用途に	
		供し、独立棟の軒	
		の高さが3.0メー	
		トル以下であり、	
		かつ、床面積が30	
		平方メートル以	
		下であるもの	
B地区	(1) 法別表第2	建築物の外壁又は	
	(へ)項に掲げる	これに代わる柱の	
	建築物	面から次の各号に	
	(2) ホテル又は旅	掲げる道路との道	
	館	路境界線までの距	

- (3) ボーリング離(道路境界線に沿 場、スケート場、水って法面があると 泳場、スキー場、ゴきは、法肩からの距 ルフ練習場及びバ離)は1.0メートル ッティング練習場 以上とする。
- (4) カラオケボッ (1) 都市計画道 クスその他これに 路3・2・2号出雲郷 類するもの
  - 松江線
- (5) マージャン (2) 主要地方道 屋、ぱちんこ屋、射 松江木次線 的場、勝馬投票券(3) 市道大庭布 発売所、場外車券 志名線 売場その他これら(4) 市道浜乃木

に類するもの

- 乃白線
- (6) 畜舎
- (5) 12-1号道路
- (7) 危険性や環境 及び12-3号道路 を悪化させるおそ れがある工場(法 別表第2(と)項第 3号(1)から(16) までに掲げる事業 及び同号(1)から

(16) までに掲げ

る事業のうち原動

機の出力等除外条

	1	I	I
	件があるものにお		
	いてその除外条件		
	に該当する事業を		
	営む工場)		
	(8) 危険物の貯蔵		
	又は処理に供する		
	建築物(施行令第		
	130条の9に定める		
	地下貯蔵槽により		
	貯蔵される第1石		
	油類、第2石油類、		
	第3石油類及び第4		
	石油類の貯蔵に供		
	する建築物を除		
	< 。 )		
出雲郷東センター	(1) 1階を主に住	建築物の外壁又は	(1) 敷地面積の
攤·揖屋地区	居の用途に供する	これに代わる柱の	最低限度は495平
町西新西(商業地	€ Ø	面は1号に掲げる道	方メートル以上。
地区地区域)	(2) 自動車教習所	路の道路境界線か	ただし、330平方
計画区域	(3) 15平方メート	ら3.0メートル以上	メートル以上の
	ルを超える畜舎	の距離とし、2号に	土地で次に掲げ
	(4) 倉庫業を営む	ついては1.5メート	るもの及び公益
	倉庫	ル以上とする。	上必要な建築物
	(5) キャバレー、	(1) 都市計画道	の敷地はこの限
	料理店、ナイトク	路揖屋馬潟線(隅	りでない。

	   ラブ、ダ	ンスホー	切部	分を除く。)	ア	この地区に
				前号以外		する都市計画
	類するも	<i>O</i>			が	決定された
	(6) 個室	[付浴場業			際	、同一人が使
	に係る公	衆浴場そ			用	又は収益する
	の他これ	に類する			Ŋ	とができる権
	政令で定	めるもの			利	を有している
					連	続した全ての
					土	地を495平方
					メ	ートル以上ご
					と	に分割して生
					じ	た残り土地
					イ	土地区画整
					理	事業の換地処
					分	により生じた
					1筆	医の土地
					(2)	敷地の盛土
					高さ	は、接道する
					道路	の中心の高
					さか	ら30センチ
					メー	・トルまでと
					する	。ただし、築
					山 等	はこの限り
					でな	٧١°
沿道サー	(1) 自動	車教習所	建築物	の外壁又は	(1)	敷地面積の

ビス地区 (2) 15平方メートこれに代わる柱の 最低限度は250平 (第2種 ルを超える畜舎 面は道路境界線か 方メートル以上。 住 居 地 ら1.5メートル以上 ただし、200平方 域) メートル以上の の距離とする。ただ し、上記の規定は、 土地で次に掲げ 次の各号のいずれ るもの及び公益 かに該当する建築 上必要な建築物 物又は建築物の部 の敷地はこの限 分については適用 りでない。 しない。 ア この地区の (1) 床面積に算 都市計画が決定 入されない出窓 された際、同一 (2) 車庫、屋外物 人が使用又は収 置その他これら 用することがで に類する用途に きる権利を有し 供し、独立棟の高 ている連続した さが3.0メートル 全ての土地を 以下であり、か 250平方メート ル以上ごとに分 つ、床面積が30平 方メートル以下 割し生じた残り であるもの 土地 イ 土地区画整 理事業の換地処 分により生じた 1筆の土地

I	I		1	1
				(2) 敷地の盛土
				高さは接道する
				道路の中心の高
				さから30センチ
				メートルまでと
				する。ただし、築
				山等はこの限り
				でない。
	住宅地区	(1) 工場(施行令	建築物の外壁又は	(1) 敷地面積の
	(第1種	第130条の6に規定	これに代わる柱の	最低限度は200平
	住 居 地	する工場を除く。)	面は道路境界線か	方メートル以上。
	域)	(2) ボーリング	ら1.5メートル以上	ただし、150平方
		場、スケート場、水	の距離とする。ただ	メートル以上の
		泳場、スキー場、ゴ	し、上記の規定は、	土地で次に掲げ
		ルフ練習場及びバ	次の各号のいずれ	るもの及び公益
		ッティング練習場	かに該当する建築	上必要な建築物
		(3) 自動車教習所	物又は建築物の部	の敷地はこの限
		(4) 15平方メート	分については適用	りでない。
		ルを超える畜舎	しない。	ア この地区の
		(5) 法別表第2	(1) 床面積に算	都市計画が決定
		(は)項に掲げる	入されない出窓	された際、同一
		建築物以外の建築	(2) 車庫、屋外物	人が使用又は収
		物の用途に供する	置その他これら	用することがで
		ものでその用途に	に類する用途に	きる権利を有し
		供する部分の床面	供し、独立棟の高	ている連続した

1 1	1		
	積の合計が1,500	さが3.0メートル	全ての土地を
	平方メートルを超	以下であり、か	200平方メート
	えるもの	つ、床面積が30平	ル以上ごとに分
	(6) 事務所及び店	方メートル以下	割し生じた残り
	舗、飲食店その他	であるもの	土地
	これらに類する用		イ 土地区画整
	途に供するもので		理事業の換地処
	その用途に供する		分により生じた
	部分の床面積の合		1筆の土地
	計が750平方メー		(2) 建築物の高
	トルを超えるもの		さの最高限度は
	(7) 危険物の貯蔵		10.0メートル以
	又は処理に供する		下。
	もの(法別表第2		(3) 敷地の盛土
	(る)項第1号(1)		高さは接道する
	から(3)まで、(11)		道路の中心の高
	又は(12)の物品の		さから30センチ
	貯蔵又は処理に供		メートルまでと
	するもの)で床面		する。ただし、築
	積及び築造面積の		山等はこの限り
	合計が750平方メ		でない。
	ートルを超えるも		
	Ø		
出雲郷南A地区	(1) 1階を主に住員	建築物の外壁又は	敷地面積の最低限
地区地区	居の用途に供する	これに代わる柱の	度は500平方メート

計画区域		もの		面はえ	道路境界流	線か	ル以上 
			ホテル又は旅				
		館			誰とする。		
			自動車教習所				
		(4)	15平方メート	次のタ	各号のいる	ずれ	
		ルを	超える畜舎	かに	該当する3	建築	
		(5)	キャバレー、	物又	は建築物の	の部	
		料理	店、ナイトク	分に~	ついてはi	適 用	
		ラブ	、ダンスホー	しない	10		
		ルそ	の他これらに	(1)	床面積	に算	
		類す	るもの	入さ	られない出	窓	
		(6)	個室付浴場業	(2)	車庫、屋	外物	
		に係	る公衆浴場そ	置る	その他これ	hら	
		の他	これに類する	に类	頂する用i	金に	
		政令	で定めるもの	供し	/、独立棟·	の高	
				さか	3.0メー	トル	
				以「	下であり、	カュ	
				つ、	床面積が	30平	
					メートルリ		
				であ	らるもの		
<u>-</u>	3地区	(1)	ホテル又は旅	建築均	物の外壁	 又は	敷地面積の最低限
		館		これり	に代わるホ	生の	度は250平方メート
		(2)	自動車教習所				
			15平方メート				
		ルを	超える畜舎 	の距圏	雁とする。	ただ	

	(4) マージャンし、上記の規定は、
	屋、ぱちんこ屋、射次の各号のいずれ
	的場、勝馬投票券かに該当する建築
	発売所、場外車券物又は建築物の部
	売場その他これら分については適用
	に類するものしない。
	(5) カラオケボッ (1) 床面積に算
	クスその他これに 入されない出窓
	類するもの (2) 車庫、屋外物
	(6) キャバレー、置その他これら
	料理店、ナイトクに類する用途に
	ラブ、ダンスホー供し、独立棟の高
	ルその他これらに さが3.0メートル
	類するもの以下であり、か
	(7) 個室付浴場業 つ、床面積が30平
	に係る公衆浴場そ 方メートル以下
	の他これに類する であるもの
	政令で定めるもの
 C地区	(1) ホテル又は旅建築物の外壁又は敷地面積の最低限
	館 これに代わる柱の度は200平方メート
	(2) 自動車教習所面は道路境界線かル以上
	(3) 15平方メートら1.5メートル以上
	ルを超える畜舎の距離とする。ただ
	し、上記の規定は、
	次の各号のいずれ

1	
	かに該当する建築
	物又は建築物の部
	分については適用
	しない。
	(1) 床面積に算
	入されない出窓
	(2) 車庫、屋外物
	置その他これら
	に類する用途に
	供し、独立棟の高
	さが3.0メートル
	以下であり、か
	つ、床面積が30平
	方メートル以下
	であるもの
東出雲工業団地地	(1) 一戸建ての専建築物の外壁又は敷地面積の最低限
区地区計画区域	用住宅 これに代わる柱の度は1,000平方メー
	(2) 一戸建ての専面は道路境界線かトル以上
	用住宅で施行令第ら1.5メートル以上
	130条の3に規定すの距離とする。
	る事務所、店舗そ
	の他これらに類す
	る用途を兼ねるも
	(3) 共同住宅、寄

宿舎又は下宿		
(4) 自動車教習所		
(5) 15平方メート		
ルを超える畜舎		
次に掲げる建築物及	建築物の外壁又は	
びこれらに附属する	これに代わる柱の	
物置、車庫等以外の	芯は隣地境界線(道	
もの。	路境界線を除く)か	
(1) 一戸建て専用	ら1.5メートル以上	
住宅	の距離とする。ただ	
(2) 一戸建ての専	し、上記の規定は、	
用住宅で施行令第	次の各号のいずれ	
130条の3に規定す	かに該当する建築	
る事務所、店舗そ	物又は建築物の部	
の他これらに類す	分については適用	
る用途を兼ねるも	しない。	
Ø	(1) 床面積に算	
(3) 診療所	入されない出窓	
(4) 集会所で床面	(2) 車庫、屋外物	
積の合計が200平	置その他これら	
方メートル以下の	に類する用途に	
<i>€</i> Ø	供し、独立棟の高	
	さが3.0メートル	
	以下であり、か	
	つ、床面積が車庫	
7	(4) 自 15 2 2 2 2 2 3 2 3 2 4 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4	(4) 自動車教習所 (5) 15平方メート ルを超える畜舎 次に掲げる建築物及 建築物の外壁又は がこれら車庫等以外の お境界線を除いル以たで あの。 (1) 一戸建て専用 住宅 (2) 一戸建ての専第次かに対し、の名を当りますが、のでは、 130条の3に規定すずかがに対し、いるのの (3) 診療所 (4) 集会所で床面 では、 大の名用を発わるもしない。 のの(3) 診療所 (4) 集会所で床面 積の合トル以下のもの は、かいのは、 は、に、 ないののでは、 に、 ないののでは、 に、 ないのでは、 に、 ないののでは、 はいい。 に、 い。  にはいいい。 にはいいい。 にはいいい。 にはいいいいい。 にはいいいいいいいいいい

i	j .	1	1	ı
			にあっては35平	
			方メートル以下、	
			屋外物置その他	
			これに類するも	
			のにあっては20	
			平方メートル以	
			下であるもの	
	B地区	(1) 法别表第2	建築物の外壁又は	
		(に)項に掲げる	これに代わる柱の	
		建築物	芯は道路境界線か	
			ら1.5メートル以上	
			の距離とする。ただ	
			し、上記の規定は、	
			次の各号のいずれ	
			かに該当する建築	
			物又は建築物の部	
			分については適用	
			しない。	
			(1) 床面積に算	
			入されない出窓	
			(2) 車庫、屋外物	
			置その他これら	
			に類する用途に	
			供し、独立棟の高	
			さが3.0メートル	

以下であり、かっ、床面積の合計が20平方メートル以下であるもの の 出雲郷西沿道サー (1) 自動車教習所建築物の外壁又は (1) 敷地面積の地区地区ビス地区 (2) 15平方メートこれに代わる柱の 最低限度は250平 最低限度は250平 また 原区域 (第二種 よな祝える 変象 石は 英略 時 思想かった ス・トルドト
が20平方メート ル以下であるも の 出雲郷西沿道サー (1) 自動車教習所建築物の外壁又は (1) 敷地面積の 地区地区ビス地区 (2) 15平方メートこれに代わる柱の 最低限度は250平
ル以下であるも の 出雲郷西沿道サー (1) 自動車教習所建築物の外壁又は (1) 敷地面積の 地区地区ビス地区 (2) 15平方メートこれに代わる柱の 最低限度は250平
の 出雲郷西沿道サー (1) 自動車教習所建築物の外壁又は (1) 敷地面積の 地区地区ビス地区 (2) 15平方メートこれに代わる柱の 最低限度は250平
出雲郷西沿道サー (1) 自動車教習所建築物の外壁又は (1) 敷地面積の地区地区ビス地区 (2) 15平方メートこれに代わる柱の 最低限度は250平
地区地区 ビス地区 (2) 15平方メート これに代わる柱の 最低限度は250平
即画区域 (
計画区域 (第二種) ルを超える畜舎 面は道路境界線か 方メートル以上。
住 居 地 (3) マージャン ら1.5メートル以上 ただし、200平方
域) 屋、ぱちんこ屋、射の距離とする。ただ メートル以上の
的場、勝馬投票券し、上記の規定は、土地で次に掲げ
発売所、場外車券次の各号のいずれ るもの及び公益
売場その他これらかに該当する建築 上必要な建築物
に類するもの 物又は建築物の部 の敷地はこの降
分については適用りでない。
しない。 アこの地区の
(1) 床面積に算 都市計画が決定
入されない出窓 された際、同一
(2) 車庫、屋外物 人が使用又は収
置その他これら用することがて
に類する用途に きる権利を有し
供し、独立棟の高 ている連続した
さが3.0メートル 全ての土地を
以下であり、か 250平方メート
つ、床面積が30平 ル以上ごとに分

			方メートル以下	割し生じた残り
			であるもの	土地
				イ 土地区画整
				理事業の換地処
				分により生じた
				1筆の土地
				(2) 敷地の盛土
				高さは接道する
				道路の中心の高
				さから30センチ
				メートルまでと
				する。ただし、築
				山等はこの限り
				でない。
住宅	地区 (1)	工場(施行令	建築物の外壁又は	(1) 敷地面積の
(第	第13	6条の6に規定	これに代わる柱の	最低限度は200平
住り	居地 する	工場を除く。)	面は道路境界線か	方メートル以上。
域)	(2)	ボーリング	ら1.5メートル以上	ただし、150平方
	場、	スケート場、水	の距離とする。ただ	メートル以上の
	泳場	、スキー場、ゴ	し、上記の規定は、	土地で次に掲げ
	ルフ	練習場及びバ	次の各号のいずれ	るもの及び公益
	ッテ	ィング練習場	かに該当する建築	上必要な建築物
	(3)	自動車教習所	物又は建築物の部	の敷地はこの限
	(4)	15平方メート	分については適用	りでない。
	ルを	超える畜舎	しない。	ア この地区の

(5) 法別表第2(1) 床面積に算 るもの

(は)項に掲げる 入されない出窓 建築物以外の建築 (2) 車庫、屋外物 物の用途に供する 置その他これら ものでその用途に に類する用途に 供する部分の床面 供し、独立棟の高 積の合計が750平 さが3.0メートル 方メートルを超え 以下であり、か つ、床面積が30平 方メートル以下

であるもの

都市計画が決定 された際、同一 人が使用又は収 用することがで きる権利を有し ている連続した 全ての土地を 200平方メート ル以上ごとに分 割し生じた残り 土地

イ 土地区画整 理事業の換地処 分により生じた 1筆の土地

- (2) 建築物の高 さの最高限度は 10.0メートル以 下。
- (3) 敷地の盛土 高さは接道する 道路の中心の高 さから30センチ メートルまでと する。ただし、築

			山等はこの限り
			でない。
春日地区地区計画	(1) 一戸建ての専	建築物の外壁又は	敷地面積の最低限
区域	用住宅	これに代わる柱の	度は1,000平方メー
	(2) 一戸建ての専	面は道路境界線か	トル以上
	用住宅で施行令第	ら1.5メートル以上	
	130条の3に規定す	の距離とする。	
	る事務所、店舗そ		
	の他これらに類す		
	る用途を兼ねるも		
	Ø		
	(3) 共同住宅、寄		
	宿舎又は下宿		
	(4) 自動車教習所		
	(5) 15平方メート		
	ルを超える畜舎		
錦浜地区地区計画	(1) 一戸建ての専	建築物の外壁又は	敷地面積の最低限
区域	用住宅	これに代わる柱の	度は500平方メート
	(2) 一戸建ての専	面は道路境界線か	ル以上。ただし、次
	用住宅で施行令第	ら1.5メートル以上	に掲げるものはこ
	130条の3に規定す	の距離とする。	の限りでない。
	る事務所、店舗そ		(1) 公益上必要
	の他これらに類す		な建築物の敷地
	る用途を兼ねるも		
	O		

	(3) 共同住宅、寄		
	宿舎又は下宿		
	(4) 自動車教習所		
	(5) 15平方メート		
	ルを超える畜舎		
しんじ学A地区	次に掲げる建築物以建築	変物の外壁又は	(1) 容積率の最
園台地区	外のものこれ	1に代わる柱の	高限度100分の
計画区域	(1) 一戸建ての専面は	は、道路境界線又	100以下
	用住宅は関	雄地境界線から	(2) 建蔽率の最
	(2) 一戸建ての専1.5	メートル以上の	高限度100分の50
	用住宅で事務所、距離	性とし、公園との	以下
	店舗その他これら境界	早にあっては敷	(3) 敷地面積の
	に類する用途を兼地境	<b></b>	最低限度200平方
	ねるもののうち施一ト	、ル以上の距離	メートル以上。た
	行令第130条の3にとす	る。ただし、次	だし、公益施設の
	規定するものの名	5号のいずれか	用地は除く。
	(3) 共同住宅 に割	亥当する建築物	(4) 建築物の高
	(4) 団地内自治会又に	は建築物の部分	さの最高限度
	の集会所につ	ついては適用し	10.0メートル以
	(5) 施行令第130ない	<b>`</b> •	下
	条の4に規定する (1	) 床面積に算	
	公益上必要な建築入	されない出窓	
	物 (2)	) 車庫、屋外物	
	(6) 施行令第130 置	その他これら	
	条の5の4に規定す に	類する用途に	

		   る公益上必要な建	   供し、独立棟の高	
		築物	さが3.0メートル	
		(7) 診療所	以下であり、床面	
		   (8) 前各号の建築		
		(b)		
		庫、屋外物置等	トル以下、屋外物	
			置その他これら	
			に類する用途に	
			あっては20平方	
			メートル以下で	
			ある建築物	
			(3) 公益施設の	
			用途に供する建	
			築物	
	B地区	法別表第2(は)項に	建築物の外壁又は	
		 掲げる建築物以外の	これに代わる柱の	
		もの	面は、道路境界線か	
			ら1.5メートル以上	
			の距離とし、隣地境	
			界線から1.0メート	
			ル以上の距離とす	
			る。	
西 持 田 州	区地区計	                                   		(1) 敷地面積の
画区域		掲げる建築物以外の		最低限度175平方
		もの	柱の面又は高さ2.0	メートル以上。た

メートルを超えるだし、集会所、ご 門若しくは塀の面 み集積施設その は、道路境界線から 1.5メートル以上の 距離とし、敷地境界 (2) 建築物の高 線に面した建築物 の外壁又はこれに 代わる柱の面は、隣 地境界線から1.0メ ートル以上の距離 とする。ただし、上 記の規定は、次の各 号のいずれかに該 当する建築物又は 建築物の部分につ いては適用しない。

他公益施設等の 用地は除く。

さの最高限度 12.0メートル以

床面積に算 (1)入されない出窓

(2) 車庫、屋外物 置その他これら に類する用途に 供し、独立棟の軒 高さが3.5メート ル以下であり、か つ、床面積が45平

ı	I		 
		方メートル以下	
		であるもの	
		(3) 集会所、ごみ	
		集積施設その他	
		公益施設等の用	
		途に供する建築	
		物	
黒田地区地区計画法	別表第2(い)項に	建築物の外壁若し	(1) 敷地面積の
区域掲	げる建築物以外の	くはこれに代わる	最低限度175平方
4	0	柱の面又は高さ2.0	メートル以上。た
		メートルを超える	だし、公益施設の
		門若しくは塀の面	用地は除く。
		は、道路境界線から	(2) 建築物の高
		1.5メートル以上の	さの最高限度
		距離とし、敷地境界	10.0メートル以
	į	線に面した建築物	下
		の外壁又はこれに	
		代わる柱の面は、隣	
	·	地境界線から1.0メ	
	,	ートル以上の距離	
		とする。ただし、上	
		記の規定は、次の各	
		号のいずれかに該	
		当する建築物又は	
		建築物の部分につ	

1	1	1	I I
		いては適用しない。	
		(1) 床面積に算	
		入されない出窓	
		(2) 車庫、屋外物	
		置その他これら	
		に類する用途に	
		供し、独立棟の軒	
		の高さが3.5メー	
		トル以下であり、	
		   かつ、床面積が45	
		平方メートル以	
		下であるもの	
		(3) 公益施設の	
		用途に供する建	
		築物	
白潟地区松江大橋			建築物の高さの最
地区計画東側地区			高限度20.0メート
区域			ル以下
中尾地区計画区域	次に掲げる建築物以	建築物の外壁又は	(1) 容積率の最
	外のもの	これに代わる柱の	高限度100分の
	(1) 地域の農業の	面から次の各号に	200以下
	振興に資する施設	 掲げる道路との道	(2) 建蔽率の最
	としての日用品の	路境界線までの距	高限度100分の60
		離は1.0メートル以	
		上とする。ただし、	

平方メートル以下 道路境界線に沿っ 最低限度500平方のもの。(居住の用 て法面がある時は、 メートル以上。た 途を兼ねるものを 法肩から1.0メート だし、450平方メ 除く。) ルの距離とする。 ートル以上の土

(1) 国道431号

(2) 1号道路、2号 道路

イ 土地区画整 理事業の換地処 分により生じた 一筆の土地

(4) 建築物の高さの最高限度12.0メートル以

	下
	'